

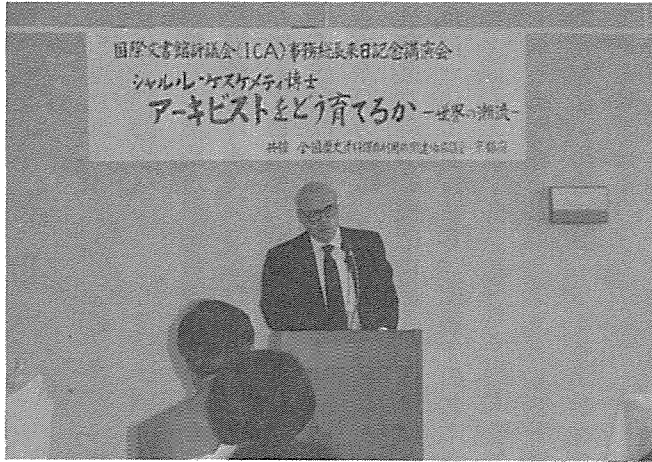
大阪 アーカイブズ

平成三年十一月
第九号
大阪府公文書館発行

アーキビスト養成の国際潮流

— 第二回文書館振興国際会議講演より —

一九九一年五月十八日京都市内で第二回文書館振興国際会議西日本研究会が開かれ、IC事務総長、シャルル・ケスケメティ氏が講演された。ここには、講演の要約を掲載する。



講演中のケスケメティ氏

シャルル・ケスケメティ氏とICA

シャルル・ケスケメティ氏は一九三八年ブタペストに生まれ、ブタペスト大学においてアーカイブズ学及び歴史学科を修業したのち、一九五六年のハンガリー十月革命の時パリへ移り、一九六二年ICA事務局に入局、同事務局長を歴任して現在同事務総長の職に就いている。一九七一年にはセネガルの首都ダカールに一年滞在し、アフリカ最初のアーキビスト養成大学の設立に当たるなど、文書館の発展に多大な貢献をしてきた。また同氏はパリ大学歴史学博士

次

アーキビスト養成の国際潮流	1
公文書館の環境	5
「ある保健婦の記録」と公文書館	6
公文書登録状況報告	7
文書館あれこれ(5)	8

アーカイブズ (archives) とは英語で文書館や文書・史料を意味します

でもあり、「一七九〇—一八四八のハンガリーの自由化について」など多数の論文を執筆しており、その功績は文書館学にとどまらず幅広い活躍をしている。

ICA (国際文書館評議会) とは、IFLA (国際図書館協議会連盟) などと同じくユネスコの専門機関のひとつとして一九四八年に設立され、文書館・史料館・アーキビスト協会の国際的連合組織である。現在はパリ・ユネスコ本部のPGI (情報総合計画部) の中に設けられたRAM (記録・文書管理促進企画部門) との密接な協力のもとで、世界各国における記録管理並びに史料保存利用体制の整備やアーキビストの地位・知識・技能の向上のために中心的な役割を果たしている。

II 講演 II

アーキビストの養成

シャルル・ケスケメティ氏

文書館での業務が適切に運営されるためには、現場教育は不可欠のものである。いずれの国々でも文書館専門職であるアーキビストに対する最初の現場教育は大きな懸案になっている。本日の話は、そのアーキビストのうち国立や県立の公的機関に働くアーキビストの教育について検討する。広義でのアーキビスト養成というテーマに触れるつもりはない。しかし専門職としてのアーキビスト養成の問題は幅広い視野に立ちながら議論されるべきであると考ええる。

これまで文書館の専門職は図書館の司書の延長線上で考えられていた。そのため、文書の引継ぎ・評価・現在の記録に関わる機能が欠けていたし、史料群の出所や内的構造を無視した主題分類が採られて整理されたりした。そのため、大変残念なことに記録史料に対する破壊が繰り返されてきた。文書館は図書館とは異なった専門性を持っていることを繰り返し強調しなければならない。

1 文書館専門職の本質
 つぎに文書館専門職を歴史研究者として位置づけ、初歩的な学問訓練を史学科で行った

国では、文書館の通常業務を無視して評価を得るためにひたすら歴史研究や出版に熱が入る傾向がある。

もう一つの問題はもっとも劇的である。近年の電子工学技術の発達は情報の蓄積・検索・伝達の方法ばかりか記録作成の場へも大きな影響をもたらした。この革命は文書館の環境や自身にも影響を与え、アーキビストの存在や意味が問われている。

こういった憂うべき状況がある一方、いくつかの国では文化遺産の保護に際立った動きをみせており、博物館と並んで文書館が文化遺産の保護者の一群によく組み込まれるようになったことは、指摘してよい。

アーキビスト養成の方法を確立する時、以上述べたような問題を念頭におく必要がある。

2 カリキュラムの内容

アーキビストの必須の知識は次の七項目があげられる。I 記録の内容を理解し評価ができること。II 記録の作成プロセスや記録群の構造や組織、保管されていた体系を知ること。III 記録の引継ぎ、移送。IV 史料の保護と私設文書館への補助。V あらゆる利用者へのサー

ビス。VI 文書館の普及を目的とした講座、展示。VII 公文書館業務に関する法令・規則。

この七項目が実践されるためには、a 史料管理学、b 歴史学、c 補助学の三要素をバランスよく調整して構成されたカリキュラムが必要である。

a 史料管理学 史料管理学教育の目的は、単に知識を詰め込むことではなく、史料に対する哲学の涵養、史料間の相互関係や歴史性を基礎にした方法論を理解させることにある。それは、あらゆる組織で作成されたさまざまな媒体の記録を扱う上で共通する原則・方法を知ることになるからである。

また、八〇年代のコンピュータ革命以後は、従来の教育カリキュラムに情報学を含めて再編されるべきであり、史料は紙だけである時代は終わったことを認識する必要がある。

b 歴史学 フランス、ベルギー、イタリア、ソ連、ドイツ、オーストリア、イギリス、デンマーク、チェコスロバキア等の諸国では公文書を扱うアーキビストは歴史学教育を受ける。とりわけ、歴史地理学、書誌学、年代学、歴史統計学などに加えて、法制史や政府機関の歴史などについて学ぶ。しかし中央政府や地方自治体の財政や構造、裁判のシステムや法律の執行過程、私企業の認可に関すること、宗教団体に関することなどは、大学において教育することはむずかしく、国立文

書館の仕事にされなければならない。

C 補助学 ひとつの記録を分析し真贋や伝来を調べるためには、内容はもちろん、時代や発生、紙の質などを明らかにしなければならない。そのため古文書学、紋章学、紙の歴史などの学問が必要となる。これらの学問は膨大な記録の学問的な検討を経て形成されてきたものである。

3 トレーニング・プログラムのレベルと構成

アーキビストの専門的なトレーニング・プログラムは、まだまだ幅広い議論を経ていないため各国で行われている文書館教育は、フォーマルな面、たとえば教育課程のレベル、内容、期間といった基本的問題でさえ意見が分かれることがある。文書館専門職の学問的レベルや地位はまだ十分承認されていない。

最近、アメリカやイギリスでは、学位や免許を公的機関が発行する代わりに、職能団体がアーキビストを登録・認可するシステムを採っている。文書館学の学位や大学院の資格に加えて、このような推挙制度はアーキビストの社会的なイメージを高めるのに役立つかもしれない。

文書館専門職は他のさまざまな学問的な専門領域と密接に交差しているという点は強調しておきたい。したがって大学の修士レベルの学位は一応無難な解決策と言える。

記録史料は歴史の産物であるから、構成、量、種類などは国により変わる。したがってそれぞれのトレーニング・カリキュラムは、その国独自に構成されなければならない。しかし、つぎの最低の三つの基本線は遵守されるべきである。

- (1) プログラムの最短時間として約六〇〇―七〇〇時間は必要であること
- (2) 専門教育の三要素のバランスを保つこと
- (3) 理論と実践のバランスを保持すること



質問する参加者

4 プログラム構成のパターン

通常、修士あるいは大学卒レベルのアーキビストのトレーニングには八〇〇―一〇〇〇時間をかけるべきである。一例をあげると、

I 史料管理学の講義と演習 (二〇〇―二五〇時間)、II 文書館業務の実務的トレーニング (二五〇―三五〇時間)、III 歴史学の講義と演習 (二〇〇―二五〇時間)、IV 補助学の

講義、演習、実習 (五〇―一三〇時間)。

一八世紀以前の記録を多量に保存している国では、古い文字の読み方やその当時の省略法で書かれた古文書を読めるアーキビストを必要とするから、補助学に何百時間も必要とする。しかし一九世紀から二〇世紀以降の記録しか持たない国では方法論を理解するという程度でよいだろう。

アーキビストの仕事は学術的で、知的に高い能力を必要とするが、文書館の仕事は基本的には実務を主とするものである。記録の評価・引継ぎ・編成・記述そして保存や閲覧は知的なものであると同時に実務的な史料管理でもある。したがって習得した知識を実務的に応用する方法を同時に学ぶことが必要である。大学におけるプログラムの中に、人材とともに恵まれた文書館において、実務的な研修項目がなければたいした価値を持たない。

ドイツやオランダでは文書館と一体で運営されている大学院レベルの高等教育機関は次々と優れた点を私たちに示している。つまり学位を持った志願者の受入れや、すでに文書館で仕事をしている志願者だけを入学させるなどという方法で、理論と実践を融合させたアーキビスト教育を最小のコストで行っている。また、この専門のアーキビストの養成に並行して、準専門的レベルのコースを設けていることも付け加えておく。

理想的には大学院レベルのコースは一二カ月〜一八カ月と考える。これは雇用主によって学費が支払われ、文書館に関する分野、つまり歴史学や図書館学、政治学などを大学で専攻した人を研修生として受け入れるのが望ましい。そしてこのコースを修了したら、国が単位を認定し免状を与えなければならない。最近の大学で行っている文書館学の夏期講座や選択コースなどは、文書館を知ってもらうために役立っても、専門的なアーキビストの養成にはふさわしいものではないと考える。

5 プランニング

専門教育のためには多額の費用がかかる。そのため研修にはつぎの二つの条件が重要である。第一は研修生の自己啓発にまかせることである。研修の期間はプログラムを行うための必要最小限を越えるべきではない。第二は研修生の数で、その職業の需要を越えるものであってはならない。公立であれ私立であれ文書館で仕事をしている者だけを研修生として受け入れるという方針がとられている。しかし、それ以上に重要なことは、アーキビストの地位や賃金が、同様に学術的で専門的な他の公務員の賃金に比べてどうかという点にある。もし給料が低ければ、アーキビストは文書館とは関係のない他の仕事に魅力を感じるだろう。有能な者はアーキビストの仕

事を離れてしまい、彼らの教育に支払われた投資は、損失となってしまふのである。

効率的な専門教育は、担当行政官や予算、そして何よりも文書館やその他情報関連分野と密接に連携して、十分計画が練られ実行された場合にのみ達成される。しかし、それでもアーキビスト養成の計画・実施には数多くの問題が派生してくる。ICAのこれまでの経験からいうと、そのためには文書館や研修センター、専門家らの国を越えた協力がこれらの問題を解決する助けとなるのである。

コメント及び質疑に対する答え

(日本の現状についての国立史料館安藤正人氏のコメントに答えて)

文書館はその多くが一九世紀に設立された。このときの設立に取り残された国は、ブラジル、ギリシャそして日本である。これらの国は行政も学者も国民もアーカイブズというシステムに慣れていない。アーカイブズは国が継続して存在していることを示すものである。記録の散逸は異常なことである。組織的に過去の情報を保存して、いつでも使えるという状態が一般的認識であると知ってほしい。日本についていうと、安藤氏が述べたように少しずつ前進は見られるが、意思を決定する人々に関心がなく、冷淡であることが一番気になる点である。国との話合いの機会を持

つことを提案する。また、国際的な会合の参加・開催をもっと進めてほしい。国際交流は専門家にとっては「おまけ」ではなく、専門性を高めるための欠かせない要素である。日本はこれまでのアーカイブズなしのシステムから脱却して、新しい生活に目覚めてほしい。(藤沢市文書館高野修氏の質問―養成問題について全史料協でいくつかプランをつくっているがなかなか国に認めてもらえない。ICAから勧告を出してほしい。また日本のようにアーキビストを当分の間、置かなくて良いという法律が外国にあるのか―に答えて)

全史料協のプランをICAに出してくれたら、国に勧告することが出来る。たとえばフアビエ氏(ICA会長)からカイフ氏へ。

文書館法についてはICAで各国の文書館法を順次掲載している。次号はベルギーその次が日本である。これなどを参照してほしい。今回ははじめに述べたように国や県立のアーキビストの養成について検討した。アーキビストは医者のようにだと私は思っている。何から何まで医者が全部するわけではない。看護婦もいるし、いろんな分野の専門スタッフがいます。しかし、今まずこの医者に相当するアーキビストが必要なのではないか。私は日本には一〇〇〇人くらいのアーキビストが必要だと考えている。そして今アーカイブズのポリシーの確立が必要だと考える。

公文書館の環境

清水 義暉

公文書館は開館して六年を経過した。府民の利用はもとより、地元との交流も深めながら親しまれる文化施設をめざしてきている。

本館に勤務してしばらくしてのこと、昼休みにすぐ近くの万代池を散策するようになって、カルガモ親子が悠然と泳いでいる光景に出くわした。子ガモが八羽と親二羽、それらどういいうわけか白のアヒルが一羽仲間入りしている。生い茂る菱の合間をかくぐぐって泳ぐさまは、思わず見とれてしまうほどであった。以後、カルガモ親子を見なければなんとやらで、元気になっているかなと気になって万代池に通うようになった。

ところが日がたつに従って、一羽減り、二羽減り、ついに一カ月後には子ガモは三羽になってしまった。バードウオッチングで五羽になったときに、近くのカメラ店で話をすると主人いわく、カラスが上から襲うとのことであった。この池では魚釣りもよくやっており、ルアー釣りで化け物のようなタイワンドジョウ(雷魚)が釣れているが、たぶんこの魚がエサと間違え下から足をくわえて、引っぱり込んでもあるのだろう。あれだけ人になつき、パンを与えるとそばに寄ってくる子が

モの姿は、万代池を愛する府民の誇りでもあった。自然のなすがものとはいえ、誠に残念な思いをしたものである。

万代池散策でもう一つびっくりしたことは、散歩中の誰でもが、まさに気さくにあいさつをかわし、話かけてくれることである。釣りをしている人、犬をつれている人、誰かれ問わず旧知の仲といった感じであり、この地域の素晴らしさがこのへんにも表れている。



万代池のカルガモ親子

また、万代池の周りはジョギングコースが素晴らしく整備されていて、わざわざ車でやってきてジョギングをする人もある。朝夕の和やかに談笑しながらの散策は微笑ましいかぎりである。

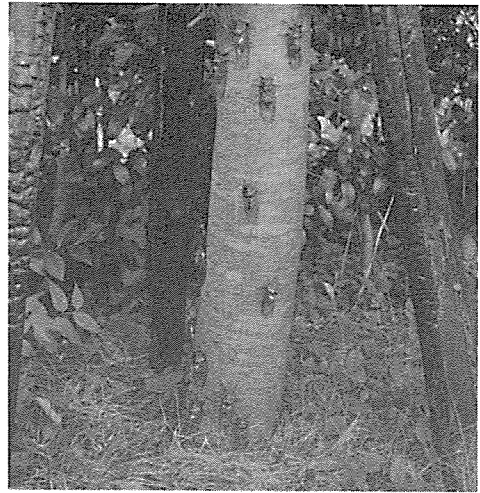
さて、話がそれたが、公文書館は六年を経過して保存文書も七万五千冊近くになった。収容能力は今のところ十万冊であるから、平成六年過ぎには限界を迎えることになる。

公文書館開設時に記念植樹されたケヤキの木が六年たってかなり大きくなった。今年七月下旬のことであるが、梅雨が明けのを待ちかねたように一斉にこの世にお出ましになったのが、ご覧の写真(次頁)である。

よく見ていただくとこの写真の中に一三匹のクマゼミが止まっているのだ。

実は写真を撮る前に、このケヤキの木に、いったい何匹のせみが止まっているのか木の裏側も含めて調べたところ、なんと四二匹ものクマゼミがところ狭しと止まっていたのである。隣にもう一本同じケヤキの木があって、それも同じように止まっていたから、その隣の桜の木をもう一本含めると、なんと一〇〇匹以上のせみが三本の木に止まっているのである。しかもこの状態が二〇日も続いたのであるから、全く驚いてしまった。

また話がそれてしまったが、とにかく公文書館を取り巻く環境は、全く素晴らしいとい



館のケヤキに群がるセミ

うことを言いたかったのである。また、あれだけ桜の木が多ければ、春もまた楽しからずや！ 花見はぜひ公文書館という宣伝もどうかと思うが、それほどの桜の名所でもあるようだ。

なにせ公文書館は地味な所と思われるが、その上宣伝もへたなものであるから、府庁の人でもいまだにどこにあるかも知らない人がいらっしやるのはやりきれない。

なにはともあれ、廃棄される公文書は、必ず法制文書課を通して公文書館に合議していただきますようお願い申し上げます、カルガモの横でミドリガメが甲羅干しをしていることも申し上げ、一度公文書館を訪ねてみようという気を起こしていただければ幸いです。

(しみず よしあき 大阪府公文書館長)

昨年の十二月十日、一人の女性が昭和二十一年初の衛生関係の文書を見たいと大阪府公文書館を訪れた。この時期の数少ない公文書の中から「昭和二十一年〜二十三年 衛生課時代と衛生部事務分担表及び通牒類」(B3-59-16)と題した文書を紹介して閲覧に供した。その中に「川崎雇」と名がでていいるのがこの閲覧の方であった。

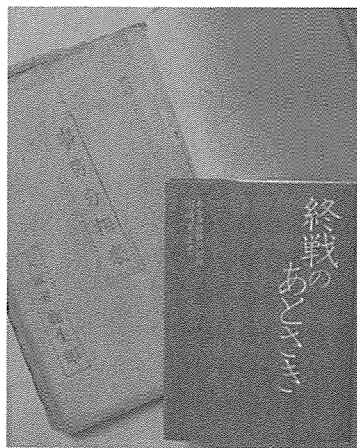
昭和二十年三月に大阪府がはじめて保健婦を採用した時、川崎すま子さんはその一人だった。

「大阪府内政部衛生課勤務。月俸四十三円」の辞令をもらい、あくる日から勤務がはじまった。

八月に入ると、三月の大阪空襲で焼け

出された八百余人で編成された「北海道開拓団」を引率し、その途中、八月十五日秋田県で玉音放送を聞いたこと。そのあと、北海道まで送り届けて「この人たちが本当に安心して暮らせるだけの住居や、開墾地、当面の食糧などの準備はされているのだろうか」と思ったこと。戦後になって性病検査のために繁華街へ採血に行ったことなど仕事を通して数々の体験をされた。

「ある保健婦の記録」と公文書館



これらのできごとを、記憶にあるうちに書き留めたいと裏付け史料を探されていたのであった。

公文書館が持っていたこの史料は、川崎さんの記憶を裏付けるのに十分なものではなかったが、昭和二十一年ごろの衛生課業務や担当者、同二十二年には衛生部となって業務を拡張し、母子衛生課を設置し、母性保護や児童保護の係ができていることなどがわかる。

予防係の中にご自分の名前を見出されたことで、府行政の中で自分が果たされた役割を確認されたことと思う。

「北海道開拓団」という名前が出てくる史料は今のところ見つかからないし、性病検査の記録はどのように扱われたのかなども全くわからない。大阪府公文書館としてはこれからもそういう史料を探し続けたいと思う。

川崎さんはその後も各方面での調査を進められ、今年七月に『終戦のあとさき』と題する、上の写真の図書を自費出版された。八月六日再び公文書館を訪れ、この図書を寄贈された。興味のある方は本館に連絡されたい。

(大西 愛 大阪府公文書館)

公文書登録状況報告

大阪府公文書館で収蔵している公文書のうち、昭和22年4月16日（地方自治法施行）以前に作成された公文書385点について、下表のようにまとめてみました。

なお、昭和22年4月16日（地方自治法施行）以降についてはあーかいぶず7号で紹介済です。

— 組織別・年度別集計表 — （単位は冊）

平成3年7月末現在

課名	明 治 期							大 正 期			昭 和（～S.22.4.16）				計
	元～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	元～5	6～10	11～15	元～5	6～10	11～15	16～22	
知事官房			6	4	4	3	4	10	1	8	8		2	5	55
樞密課		1													1
秘書課													16	2	18
庶務課	10	1						1							12
人事課														4	4
文書課										1				2	3
勸業課	1														1
会計課											1	1			2
税務課														1	1
衛生課					1	1	3							4	9
計画課												2	3		5
社会課													1		1
学務課													1		1
議事課							1			1	5	10	14	83	114
府議会	1			1					1					4	7
警察本部														8	8
警察署											1		11	15	27
郡役所								1	1						2
農事試験場										1			1	5	7
疎開本部														3	3
貿易館														1	1
工業奨励館												4	4	11	19
産能研											1	2	5	6	14
大阪府	6		1		1				3		3		1	1	16
その他の課	3		1			1	1		3	16	6	2	2	13	48
小計	21	2	8	5	6	5	9	12	10	27	24	21	61	168	379
年度不明							1			2				3	6
合計							57			51				277	385

※産能研は産業能率研究所の略

文書館あれこれ(5)

尼崎市立地域研究史料館

兵庫県尼崎市昭和通二一七七一六

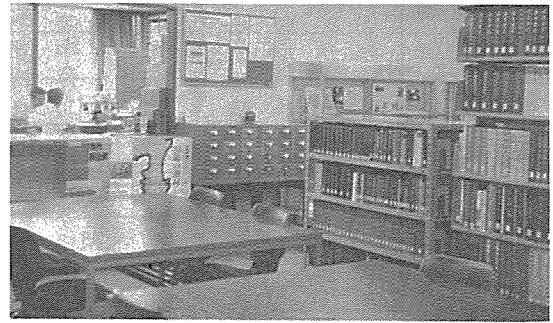
阪神電車尼崎駅から北東に約七分、アルカイックホールなどのある尼崎市総合文化センターの七階の一角にこの史料館がある。

この館の面積は書庫一〇〇㎡を含む延床三〇八㎡であり、ここから徒歩十分程の所に書庫五六七㎡を含む延床六七二㎡の分室を持つが、いずれも市役所から少し離れている。

尼崎市では昭和三十七年から市史編纂事業が開始された。それに伴って調査収集された古文書や古行政文書(公文書)などを保存公開するため、この館が開設され、市史編纂もこの館で引き続き進められた。

この館の主な収蔵史料は、古文書や古行政文書である。古文書では尼崎藩主関係文書から、築地町文書や尼崎魚問屋文書といった城下町の文書、そして農村の文書など約四万三千点が収蔵されている。近現代の公文書も収蔵保存されているが、未整理のため公開にはまだ至っていない。

その他、労働組合や市民運動など行政以外の団体や、マンションの価格といった世情を表したビラ類も史料として収集されている。これらは一点しかないオリジナルの史料では



史料館の閲覧室

ないが、公文書だけでは表れてこない地域の実情に触れることの出来る第一史料と言えるよう。

ここは全国各地の地域史誌や研究

紀要、目録などを積極的に収集している。地域史誌だけでも約六五〇〇冊に及び、公共施設としては阪神間でも指折りである。

なお、職員は一般事務職であるが、研修などを重ねて専門職的な職務として位置し、あまり異動がないようにしている。これは賛否の分かれるところだが、大阪府公文書館と大きく異なる点である。

(藤川 永子 大阪府公文書館)

編集後記

公文書館の中身を充実させることが、大阪府の歴史を充実させることにつながると思う。将来「中身の無い大阪府」と言われないう、みなさんの御協力を。

(K)

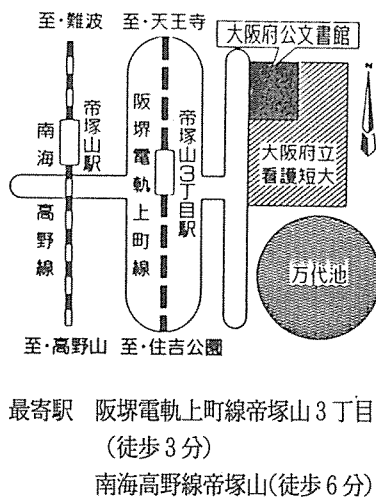
利用案内

■閲覧時間

- ・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時
- ・土曜日 午前9時15分～午後0時30分

■休館日

- ・第2、第4土曜日
- ・日曜日、祝日及びその振替休日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)
- ・毎月末日(日曜日の場合はその前日)



大阪あーかいぶず 第九号

平成三年十一月十一日発行
 編集発行 大阪府公文書館
 大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四
 電話 〇六一六七五―五五五―
 FAX 〇六一六七五―五五五―
 印刷 大阪府営印刷所